

産業廃棄物収集運搬業 許可申請のポイント

申請書についてはダウンロードコーナーの“手引き”に詳しく記載してあるため、よく読んで作成してください。以下には、とくに間違えやすい点や、よくある質問からポイントを抜き出しました。



1 記載方法について

(1) 「**様式1面～3面**」は、住所や氏名などに、略字等を用いず、住民票などから正確に記載してください(たとえば、住所の番地を記載するときは「1 - 3」ではなく、「1番地の3」のように記載します。)。また、廃棄物の品目名も、括弧内の注釈等を省略したりせず、“手引き”から正確に転記してください。

様式1面～3面以降の様式については略字を使用しても、廃棄物名の括弧内を省略してもかまいません。

(2) 「**様式第一号の1**」の事業計画の概要を記載する部分は簡潔に記載して構いませんが、今回の申請が更新許可申請か、新規許可申請か、分かるように記載してください(例:「…のため、更新許可申請するもの。」)。

廃棄物の「性状」の欄には、「塩ビパイプ」、「瓦くず」、「廃OA機器」…のように具体例を記載してください。

また、予定運搬先の処分業者の住所は、本社住所ではなく、処分施設を設置している住所を記載してください。

(3) 「**様式第二号**」には、予定運搬先の処分業者の情報を許可証写しから書き写しますが、「取り扱う産業廃棄物の種類」の欄については、欄の中に書ききれない場合は「別紙許可証写しのとおり」としてもかまいません。

(4) 「**様式第七号**」には、今回の申請について、新たに駐車場や車両を購入する際の資金の内訳を記載します。購入の必要がない場合は、「既に事業に要する施設を所有しているため、新たな資金は必要なし」のように記載してください。

(5) 「**様式第十号**」には、添付を省略した書類を記載します。後述の先行許可にて省略した書類がある場合は、使用した先行許可の種類、許可した自治体、許可年月日も記載してください。

2 先行許可について

先行許可を利用すると、住民票等、添付書類の一部を省略することができます。他の自治体での許可や、処分業など他の種類の許可を5年以内にとっていた場合、その許可を先行許可にできます。先行許可とした許可証の写しに奥書証明(氏名、日付、「原本の写しに相違ない」旨の一筆、代表者印)を記載して添付してください。また、照合するため、申請の際にはその許可証の原本も持参してください。

ただし、先行許可を利用して取得した許可は、他の申請の先行許可には利用できません(許可証には申請の際先行許可を利用したかどうか記載されます。)



3 添付書類について

(1) 産業廃棄物発生工程表

廃棄物がどこから発生するかを示す書類です。例えば工場などから廃棄物が排出される場合、その工場の生産工程をフロー図に表し、廃棄物の発生場所を示すように作成してください(任意様式です。)。簡単にまとめて構いません。

工事現場からの廃棄物などは、その工事の種類と、排出される廃棄物の種類をフロー図に記載するだけでもけっこうです。

(2) 事務所の位置図及び見取り図

位置図は、場所を知らない人でも事務所までたどり着けるよう、地図を添付してください。道路地図や住宅地図、インターネットの地図等、種類や枚数は問いません。

(3) 運搬車両の駐車場及び運搬船の係留場所等の付近の見取図

駐車場の見取り図です。上記の事務所の見取り図に書き込めるならば、兼用してもかまいません。駐車場には、車の配置も記載してください。手書きでもけっこうです。



(4) 駐車場に使用する土地の登記事項証明書

地目が農地となっている土地は使用できません。農地転用の手続きを行って、登記がまだという場合は、農地転用を行ったことが分かる書類を添付してください。

また、土地を借用している場合、賃貸借契約書の写しを添付してください。

(5) 決算書、納税証明書

過去3年分が必要となります。納税証明書は法人なら法人税、個人なら所得税のものとなり、税務署で取得できます。

(6) 定款又は寄附行為及び登記事項証明書

寄附行為とは、申請者が財団法人などの場合に定款の代わりに添付するものです。有限会社や株式会社の場合は、定款と会社の登記事項証明書を添付してください。

(7) 住民票の写し

「住民票の写し」とは、市役所などで交付してもらう住民票の正式名称です(ちなみに「住民票の原本」というと住民基本台帳です。)。住民票のコピーを添付するわけではないのでご注意ください。

また、住民票は本籍が記載されたものを添付してください。

法人の場合は監査役も含んだ役員、株主及び使用人全員分必要となります(役員と株主が同一人物の場合はひとつでかまいません。)。なお、「使用人」とは、工場長や支店長など、役員と同等の役職が該当します。



(8) 登記されていないことの証明書

成年後見制度において、該当者は法務局に登録されますが、このことについて「登記されていないことの証明書」のことで、法務局で取得できます。

住民票同様、法人は役員、株主及び使用人全員分必要となります。